

概要版



第8期蕨市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画
令和3年度～令和5年度



令和3年3月



蕨 市

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の背景と趣旨

平成 12 年度の介護保険制度の開始以降、7 期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。令和 2 年度末で第 7 期計画（平成 30～令和 2 年度）が終了となるため、令和 3～5 年度までの 3 年を計画期間とする第 8 期計画を策定します。

第 6 期計画（平成 27～29 年度）は、いわゆる団塊世代の方々がすべて 75 歳以上となる令和 7 年度に向けて、第 5 期計画で開始した「地域包括ケア」実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取り組みを本格化していく計画として位置づけられていました。

第 7 期計画では、「地域包括ケアシステム」構築の中間段階として、構築の深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のための取り組みを進めるとともに、令和 7 年の中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図っています。

第 8 期計画においても、従来取り組んできた事業等を踏まえながら、第 9 期以降を見据えた上で、段階的に取り組みを進めていく必要があります。

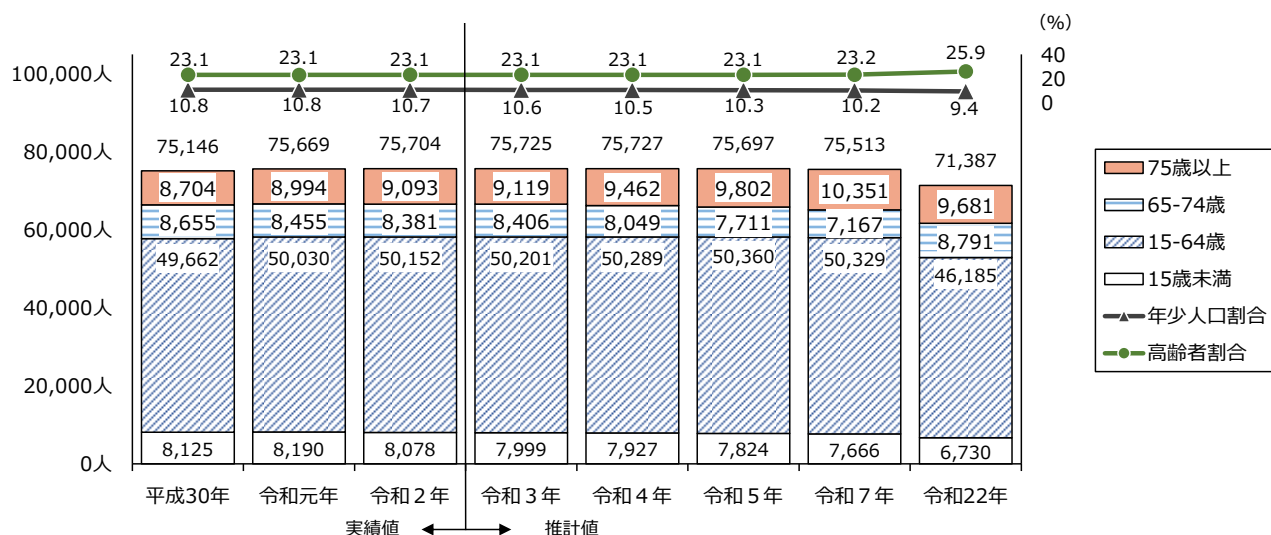
2 蕨市の高齢者を取り巻く状況

(1) 総人口及び高齢者人口の見込み

本市における将来人口の推計は、総人口はほぼ横ばい傾向で推移し、計画の最終年となる令和 5 年の総人口は 75,697 人と推計されます。

高齢者人口は微増傾向で推移することが見込まれており、令和 5 年には 17,513 人と推計しています。このうち、前期高齢者（65～74 歳）が 7,711 人に対して、後期高齢者（75 歳以上）は 9,802 人となる見込みです。高齢化率は、約 23%の横ばいで推移する見込みです。

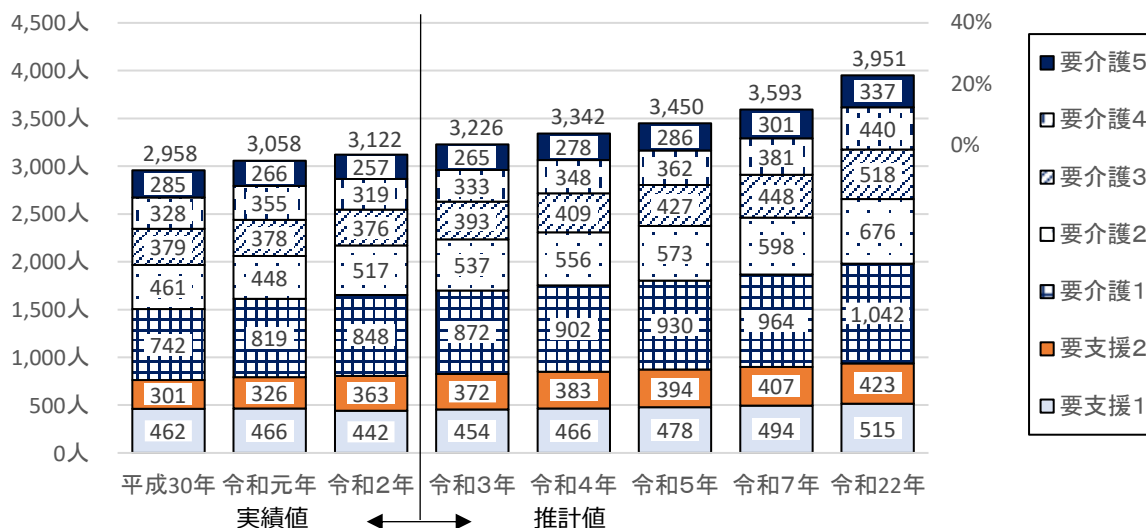
なお、令和 7 年における総人口は 75,513 人、高齢者人口は 17,518 人、高齢化率は 23.2%に、令和 22 年における総人口は 71,387 人、高齢者人口は 18,472 人、高齢化率は 25.9%に達する見込みです。



(2) 計画期間の要介護認定者の見込み

要支援・要介護者についてみると、要支援・要介護者認定数は増加傾向にあることから、第8期計画期間である令和3年度から令和5年度の各年においても、認定者数の増加が見込まれます。令和5年における認定者数は、令和2年よりも328人増の3,450人と推計されます。

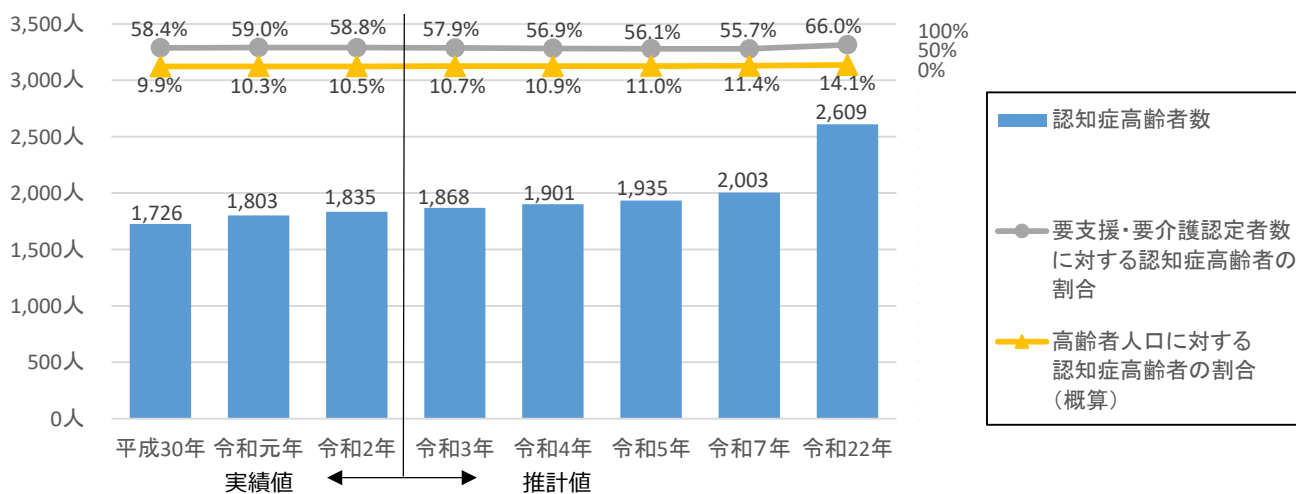
なお、令和7年における認定者数は3,593人、令和22年は3,951人と推計されます。



(3) 計画期間の認知症高齢者の見込み

認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者）についてみると、認知症高齢者は増加傾向にあることから、第8期計画期間である令和3年度から令和5年度の各年においても、認定者数の増加が見込まれています。令和5年における認知症高齢者の総数は、1,935人と推計されます。

なお、令和7年における認知症高齢者の総数は2,003人、令和22年は2,609人と推計されます。



3 計画の基本理念・基本目標

基本理念

みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまち わらび
～やさしさと思いやりがあり、地域で支えあうまちづくりをめざして～

本計画では、「コンパクトシティ蔵」将来ビジョンの高齢者支援に関する目標である、「高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、健康づくりや介護予防、地域への参加の促進、就労の機会づくりなどを進め、高齢になっても健康で生きがいを持ち、できる限り自立した生活を送ることができる環境づくり」を目指して、「高齢者の健康と生きがいづくり」「高齢者福祉サービスの充実」「介護サービスの充実」「地域支援事業の充実」の4つの施策を中心に取り組みます。

4つの基本目標

(1) 高齢者の健康と生きがいづくり

明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることが重要であり、住み慣れた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれていることが必要であることから、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献など、高齢者の社会参加意欲を活かすことのできる環境づくりを推進します。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者を含めたすべての市民が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、高齢者に適した住宅改修の支援など、高齢者にやさしい住環境づくりに努めます。

(3) 介護サービスの充実

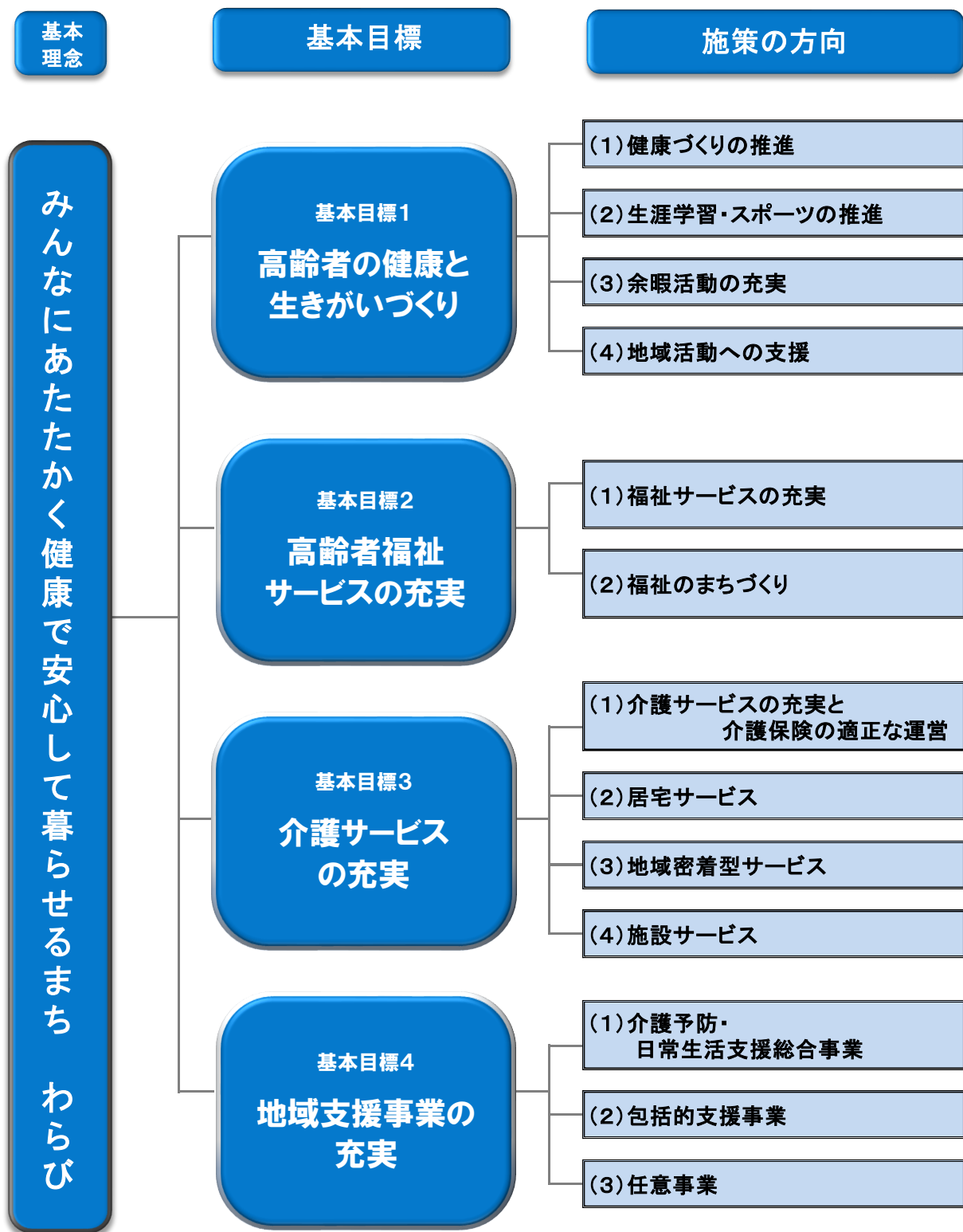
介護保険制度の安定した運営や介護給付の適正化、需要に応じた介護サービスを供給する基盤づくりを行い、安心して介護サービスを利用できるまちづくりを目指します。

(4) 地域支援事業の充実

高齢化が進んでいく社会では、高齢者が要支援・要介護状態にならないように、またはその状態が悪化しないようにする「介護予防」の取り組みを強力に推進することが重要です。

介護予防の取り組みには、要支援認定者を対象とした介護予防給付や総合事業として実施しているもの、要支援・要介護状態等になる前の方を対象に実施するもの、地域住民やボランティア等の自主的な活動として実施しているものなどがあります。これらのサービスや取組が連続性・一貫性をもって提供するため、関係機関が連携し、心身の健康づくりが実践されるよう施策を推進します。

4 施策の体系



5 第8期計画の重点取り組み

基本理念及び基本目標の達成を目指すとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、第8期計画の推進に当たっては、次の3項目を重点的な取り組み項目とします。

①介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

運動、栄養、口腔、社会参加などをテーマに専門職が働きかける介護予防教室や出前講座等による普及啓発事業のほか、住民自らが介護予防の担い手となる介護予防サポーターの養成を進めるとともに、リハビリテーション専門職等の派遣により地域における住民主体の通いの場の立ち上げを支援します。この取り組みによって、人と人との繋がりを通じて、住民が主体となって介護予防に取り組むまちを目指します。

②生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援体制整備事業の中心的な担い手として配置する「生活支援コーディネーター」と、地域における生活支援サービスの担い手によって組織される「蕨市地域支え合い推進協議会」が連携しながら、住民主体の活動や、NPO・企業など、多様な主体による生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。

③認知症総合支援事業

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、本市では平成27年度より認知症総合支援事業を実施し、地域包括支援センターに配置する「認知症地域支援推進員」を中心に、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進や、認知症の状態に応じた適切なサービス提供を図る認知症ケアパスの普及啓発、認知症カフェの開催支援等、各種施策に取り組んできました。

第8期計画期間においては、「認知症施策推進大綱」（認知症施策推進関係閣僚会議 令和元年6月18日）に掲げられている「共生」と「予防」の観点から新たな課題について研究していきます。



6 地域包括支援センター 愛称：高齢者サポートセンター

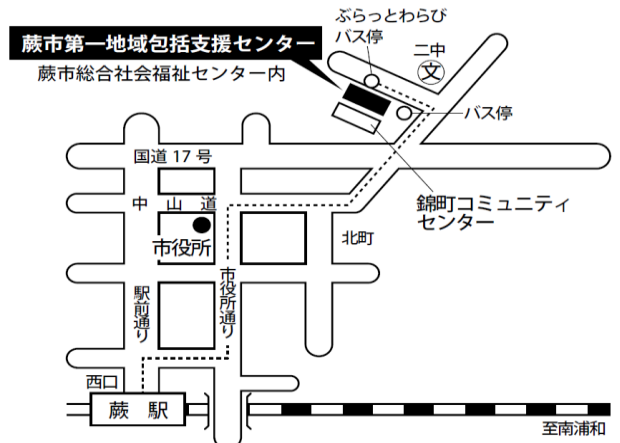
高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域における介護・福祉・保健などのワンストップ相談窓口であり、地域包括システムの中核となる「地域包括支援センター（愛称：高齢者サポートセンター）」。

令和3年4月には第三地域包括支援センターが塚越地区にオープンします。職員の専門性を生かしながら連携をとり、地域に根差した活動を進めていきます。

蕨市第一地域包括支援センター

担当地区：錦町、北町、中央1・3～6丁目
 平日（月～金） 8：30～17：15
 〒335-0005 蕨市錦町3-3-27
 総合社会福祉センター内
 TEL：048-434-6721

徒歩 蕨駅西口より25分
 バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス「ぶらっとわらび」西ルート（市民体育館先回り）「⑮総合社会福祉センター」前もしくは、西ルート（市役所先回り）「⑳総合社会福祉センター」前



蕨市第二地域包括支援センター

担当地区：南町、中央2・7丁目
 平日（月～金） 8：30～17：15
 〒335-0003 蕨市南町2-32-20
 いきいきタウン蕨内
 TEL：048-290-8587

徒歩 西川口駅西口より10分
 バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス「ぶらっとわらび」南ルート「⑬三和中央通り」徒歩3分

蕨市第三地域包括支援センター

担当地区：塚越
 平日（月～金） 8：30～17：15
 〒335-0002 蕨市塚越2-7-6
 TMSビル101
 TEL：048-498-6122

徒歩 蕨駅東口より6分
 バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス「ぶらっとわらび」東ルート「③塚越2丁目」徒歩3分



7 介護保険料

■保険料段階別の保険料

保険料段階についてより所得に配慮した設定とするため、第7期に引き続き14段階としました。第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準額（第5段階）を1.0として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料の額が決定されます。

■保険料段階表

保険料段階	対象者	保険料率	保険料額【年額：円】	保険料【月額：円】
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税 または、世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.50 (保険料軽減後0.3)	34,182 (20,509)	2,849 (1,709)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超120万円以下	基準額×0.65 (保険料軽減後0.5)	44,437 (34,182)	3,703 (2,849)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が120万円超	基準額×0.75 (保険料軽減後0.7)	51,273 (47,855)	4,273 (3,988)
第4段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.85	58,109	4,842
第5段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超	基準額	68,364	5,697
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額120万円未満	基準額×1.20	82,037	6,836
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.30	88,873	7,406
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.50	102,546	8,546
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額320万円以上350万円未満	基準額×1.70	116,219	9,685
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額350万円以上400万円未満	基準額×1.80	123,055	10,255
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額400万円以上550万円未満	基準額×1.90	129,892	10,824
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額550万円以上700万円未満	基準額×2.00	136,728	11,394
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額700万円以上900万円未満	基準額×2.10	143,564	11,964
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額900万円以上	基準額×2.20	150,401	12,533

※100円未満を切り捨てた金額が、納めていただく介護保険料額（年額）となります。

※「合計所得金額」については、平成30年度税制改正が介護保険料の算定に影響を及ぼさないようにする介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得指標を見直します。

※第1段階から第3段階の保険料率のうちカッコ内は、公費投入による軽減後の額です。